

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年10月20日開催 日本貸金業協会〕

1. 成年年齢の引下げに向けた対応について

- 令和4年4月の成年年齢の引下げに向けて、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、全力で取り組む必要。
- これまでは、当局の監督や貴協会の監査を通じて貸金業法の遵守を図ることに加え、多重債務防止に向けた貸金業者による自主的な取組みの状況を把握・推進してきたところ。引き続き、業界への周知や横展開を通じて推進していただきたい。
- また、今後は、成年年齢引下げ後におけるこれまでの取組みの実効性の担保のため、規程類の改正や人的体制の構築、研修等を適切に実施するなど、ガバナンスを強化していただくことが重要。貴協会においては、成年年齢引下げ前としては最後となるアンケート調査を近々に実施される予定と承知しており、当該アンケートにおいては、この観点でも実態把握をする必要があると考えているので、よろしく願いしたい。

2. 新たな形態のヤミ金融事案への対応について

- 近年、新たな形態のヤミ金融事案として、SNS 個人間融資、ファクタリング（給与ファクタリング、偽装ファクタリング）、後払い（ツケ払い）現金化が確認されている。これらに関しては、リーフレットを作成して広く一般への注意喚起を行うなどの対応を行っているところ。貴協会においても、このような取組みに協力いただいております、感謝申し上げます。
- 今後も、消費者被害の拡大防止の観点から、関係機関が連携のうえ、広く一般への注意喚起等を行っていくことが重要。貴協会においても、引き続き、協力をお願いしたい。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が本年8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与対策の高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべきと勧告されている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行う予定。

《マネロン等対策に関する半期フォローアップアンケートについて》

- マネロン等対策については、4月に、各金融機関に「マネロン・ガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させるため、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請。

- 今般、各金融機関において進められているマネロン態勢の整備について、9月末時点での進捗状況を確認させていただくために、各金融機関にフォローアップアンケートを送付したところ。回答の協力をお願いしたい。

4. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の金融機関でも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要。
- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《 I T ガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、 I T ガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ I T ガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階から I T ガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、 I T ガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

5. 書面・押印・対面手続の見直しについて

《書面・押印・対面手続を求める規制について》

- 昨年 12 月、当局が金融機関等から受け付ける申請・届出等における押印等を不要とするための内閣府令・監督指針等の改正を行った。
- 今般、それらに加えて、民間同士の手続や当局が行う許認可等の通知等のうち、当庁所管法令・監督指針等において書面・押印・対面を求めている手続について、必要な見直しを行うための市中協議を実施し、6月末に公布・施行したところ。

《金融庁電子申請・届出システムについて》

- 金融機関等から受け付ける申請・届出等について、オンラインでの提出が可能となるよう、システムの整備及び制度面での対応を行い、6月末、運用を開始したところ。金融庁電子申請・届出システムを利用するにあたり、各種様式等は金融庁ウェブサイトに掲載しているので、是非システムの利用をお願いしたい。

※ なお、金融庁電子申請・届出システムの利用可能な手続一覧については、金融庁ウェブサイト公表済。

- また、システムの利用に当たっては、gBizID のアカウントが必要であるため、各金融機関においては、gBizID の取得をお願いしたい。

《 民民の書面・押印・対面手続の見直し 》

- 金融庁として、金融業界における書面・押印等の見直しについては継続してフォローしたいと考えており、各金融機関においても、昨年 12 月に検討会で取りまとめた論点整理や、先ほど申し上げた法令等の見直しを踏まえ、引き続き、書面・押印等の見直しを進めていただくようお願いしたい。

6. 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえた兼業・副業の普及・促進について

- 先般の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等において、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知や取組事例の横展開など、多様な働き方の実現に向け、引き続き、兼業・副業の普及・促進に向けた取組みを進めていくこととしているところ。
- 多様な働き方や新しい働き方を希望する職員のニーズに応え、兼業・副業の選択肢を提供することは、職員にとってかけがえのない経験の機会となるだけでなく、金融機関にとっても、人材育成や顧客支援・地域貢献等の観点から有意義な効果が期待されるどころ、希望する職員が安心して兼業・副業に取り組むことができるよう、環境整備を進めていただくことが重要。
- 金融庁においても、兼業・副業の普及・促進のために、7月1日に発刊した広報誌のアクセス FSA において、赤澤副大臣（当時）からのメッセージを掲載して発信するなどの取組みを行っている。
- ついては、こうした広報誌等を確認いただき、各金融機関の職員が兼業・副業を希望する場合に備え、兼業・副業を可能とする就業規則等を含む環境整備に向けた取組みを進めていただくようお願いしたい。

7. 「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の運用について

- 昨年12月1日に「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の適用が開始され、申込みが相応になされているところ、貴協会においても本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げます。
- 本特則の運用に際しては、これまで、
 - ・ 債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務と認めないといった硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること等を要請させていただいている。

こうした要請を踏まえ、引き続き、登録支援専門家やガイドライン運営機関と連携し、債務者の生活の再建のために適切な対応に努めていただきたい。
- なお、委嘱された登録支援専門家からの提案が弁済額ゼロ円であることをもって、具体的な理由を提示することなく、不同意とされたとの声も聞いている。

仮に不同意との判断に至った際には、登録支援専門家に対し不同意に至った理由を明らかにし、ガイドラインの趣旨に沿った説明責任を果たしていただくよう重ねてお願いしたい。

(以上)